

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会 遺伝性腫瘍コーディネーター制度の経過措置に関して

一般社団法人日本遺伝性腫瘍学会（以下、日本遺伝性腫瘍学会という）はがん医療に関わる腫瘍学と遺伝学に精通し、遺伝性腫瘍診療およびがんゲノム医療において、患者・家族が適切な医療が受けられるように支援することができる人材の養成、遺伝性腫瘍に関する知識の普及と医療活動の向上を目的に、遺伝性腫瘍コーディネーターを認定する。

遺伝性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度小委員会（以下、HTC/FTC制度小委員会）では、本制度の開始に際して、経過措置として下記の通り申請資格を3年間のみ適用する。

1. 遺伝性腫瘍コーディネーター制度（経過措置）の申請対象

医療に関わる職種（医師、看護師、助産師、保健師、薬剤師、臨床検査技師など）

2. 経過措置としての申請資格が適用される期

2019年度（2019年6月）より2023年度（2024年3月末日）まで5年間。

3. 経過措置としての申請資格

- (1) 日本遺伝性腫瘍学会の入会歴が申請時点で2年以上であること（がんプロ大学院コース*修了生は、申請時点で学会員であること）
- (2) 日本遺伝性腫瘍学会学術集会へ1回以上参加していること
- (3) 日本遺伝性腫瘍学会が開催する遺伝性腫瘍セミナー（旧家族性腫瘍セミナー）を過去5年以内に2回以上受講していること（がんプロ大学院コース修了生は1回以上受講）
- (4) 遺伝性腫瘍あるいはがんゲノム医療について、申請時点で2年以上医療機関での実務経験を有する者

*がんプロ大学院コースとは、多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材（がんプロフェッショナル）」養成プラン事業に選定された大学が設定している医師、薬剤師、看護師等のコースのことである。

4. 遺伝性腫瘍コーディネーター（経過措置）の申請手続

経過措置としての申請資格により遺伝性腫瘍コーディネーター試験の申請を希望する者は、次の各号に掲げる書類に所定の手数料を添えて、制度委員会に提出しなければならない。

- (1) 遺伝性腫瘍コーディネーター（経過措置）申請書（書式①）
- (2) 履歴書（書式②）
- (3) 本学会が主催する遺伝性腫瘍セミナー（旧家族性腫瘍セミナー）受講修了証（過去5年以内2回分以上）（書式③）

- (4) 本学会の学術集会の参加証写し（1回分以上）（書式④）
- (5) 医療に関わる職種の資格を証明するものの縮小コピーを貼付した書式（書式⑤）
- (6) 所属医療機関（申請者が大学等に所属する場合は、所属する部門）が、がん医療の実務経験を証明する書式（書式⑥）
- (7) 遺伝性腫瘍（がんゲノム医療を一部含んでもよい）の臨床に関連した経験症例概要計5症例（陪席経験も含む）（書式⑦）
- (8) がんプロ大学院コース修了生は大学院修了証書の写しおよびコースを修了したことを証明する書面（書式⑧）
- (9) 審査料（15,000円の振込を証明する書類：振込証書のコピー等）（書式⑨）

5. 遺伝性腫瘍コーディネーターの認定について

HTC/FTC 制度小委員会において審議し、遺伝性腫瘍コーディネーターとしてふさわしいと認めた者を日本遺伝性腫瘍学会理事会に推薦し、日本遺伝性腫瘍学会理事長が遺伝性腫瘍コーディネーターに認定する。

6. 遺伝性腫瘍コーディネーター認定等に必要手数料

遺伝性腫瘍コーディネーターの認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 遺伝性腫瘍コーディネーター審査料（書類審査+認定試験）15,000円
- (2) 遺伝性腫瘍コーディネーター登録手数料 10,000円（5年間分）

*一旦受領した費用は返還しない。